

## 社会福祉法人伸和福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸和福祉会（以下「当法人」という）定款第6条第3項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、旅費規程に基づき、次の通り費用弁償をする。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

長岡市内在住者	なし
長岡市外在住者	実費額

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

長岡市内在住者	なし
長岡市外在住者	実費額

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。